

平成27年10月28日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市公契約審議会

会長 佐藤 恭一

審議結果について（答申）

平成27年10月28日付け総務第548号で諮問のありました平成28年度労務報酬下限額については、審議の結果、次のとおり決定したので答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

1 工事又は製造の請負契約

平成27年2月から適用されている公共工事設計労務単価の80パーセントとすることを妥当とする。また、「見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のため賃金を調整している労働者」の労務報酬下限額についても917円（1時間当たり）を妥当とする。

2 工事又は製造以外の請負契約

839円（1時間あたり）を妥当とする。

3 付帯意見

- ① 公共工事設計労務単価の改定が予定されており、現行の単価との差異が著しいときは、再度検討すること。
- ② 一人親方の取り扱いについては、今後の賃金報告等の状況や他自治体の動向をみながら検討すること。